

港区告示第三百七号

左記の書類を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二及び港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）第六条の規定に基づき、住所及び居所不明の左記の者に対し、公示送達します。

なお、左記の書類は港区産業・地域振興支援部税務課に保管しており、いつでも送達を受け
るべき者に交付します。

令和八年十月十三日

港区長 清 家 愛

記

- 一 送達を受けらるべき者 別紙のとおり
- 二 送達すべき書類 税務関連通知第〇八〇二六六号

送達を受けるべき者	送達すべき書類
塚原 弦	税務関連通知 第080266号